

第76回国民体育大会 競技役員等養成基本計画

第76回国民体育大会（以下、「大会」という。）の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第76回国民体育大会競技役員等養成基本方針」及び「第76回国民体育大会競技役員等編成基本方針」に基づき、「第76回国民体育大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技団体は、直接競技の運営・進行に携わる競技役員及び競技補助員について、講習会開催及び派遣業務等を実施し養成を行う。
- (2) 会場地市町は、競技会の運営に携わる競技会係員及び競技会補助員について、関係団体と十分協議し、必要に応じて講習会を開催し養成を行う。
- (3) 県は、事業の進捗状況を逐次把握し、競技団体及び会場地市町と連携を図り、大会開催までに競技役員等を確保するよう努める。

3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会
 - ③ ブロック及び中央の競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ ブロック及び中央の競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分			年度（開催前年）								
			26 7年前	27 6年前	28 5年前	29 4年前	30 3年前	31 2年前	32 1年前	33 開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 資格取得、資格維持、資質向上 →								
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 資格取得、資格維持、資質向上 →							
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 養成、資質向上 →							
競技補助員		県内講習会	← 養成、資質向上 →								
競技会係員		県内講習会	← 養成 →								
競技会補助員		県内講習会	← 養成 →								

5 養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しをする。